

市役所での手続における主な持ち物

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、ご確認ください。

来庁される方の主な持ち物

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 銀行届出印（※来庁者、相続人代表者および喪主、年金請求者など）
- 預貯金通帳（※相続人代表者および喪主、年金請求者など）
- 葬儀の領収書、会葬礼状等
- 委任状（代理人等が手続を行う場合）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。

亡くなられた方の主な持ち物

<返還をご希望の場合のみ>

住民
関係

- 印鑑登録証
- マイナンバーカード
- 住民基本台帳カード
- パスポート

健康
保険

- 国民健康保険被保険者証（保険証）
※国民健康保険の世帯主が亡くなられて、その世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証（保険証）
- 亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証など）

その
他

- 介護保険被保険者証
- 受給者証、医療券
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- 基礎年金番号が記載されているもの
(年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書など)

本人確認書類について

▼1点で本人確認ができる書類（顔写真付きに限る）

- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 運転免許証
- 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）
- パスポート
- 住民基本台帳カード
- 在留カード
- 特別永住者証明書 など

▼2点で本人確認ができる書類

- ◆被保険者証（健康保険 介護保険 後期高齢者医療）
- 医療受給者証 各種年金手帳 学生証 など

※有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。